

広 情 審 第 5 号
平成 2 5 年 1 月 2 3 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会
会長 大久保 隆 志

公文書不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日付け広緑緑第 1 4 9 号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第 5 7 号関係）

答 申 書

平成23年12月13日付け広緑第149号で諮問のあった事案（諮問第57号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

「平和記念公園内におけるさまざまな問題に対する情報開示請求事項」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）のうち次の請求項目（以下「本件請求項目」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が行った不存在決定は、妥当です。

【請求項目】

- (1) 「日の丸」の掲揚に関して
 - ①「日の丸」の旗が、海外への戦争拡大にむけて、どのような役割を果たしたのかなど、総括した行政行為にかかわる一切の資料等
 - ③被爆者等の「日の丸」掲揚に関わる精神的・肉体的抑圧状況など、意識調査した一切の資料等
 - ④議会において「日の丸」掲揚した当時の議案内容、議決方法等の判る一切の資料等
 - ⑦例えば学校現場における「日の丸」掲揚等において、さまざまな問題を生起させていることに関わり、この掲揚問題に引き寄せて協議・課題の整理等の判る一切の資料等
 - ⑧公園内に「日の丸」掲揚にこだわる意義等を見出すことのできる行政行為を示す一切の資料等
 - ⑨憲法などの観点からみでの「日の丸」掲揚に関わる行政行為の整合性と妥当性を検証した一切の資料等
- (2) 公園内における“被爆と被曝の問題”に関して
 - ①公園内において、1945年8月6日以降、放射能線量の計測した数値など、どのように市民に公表したかなどの判明する一切の資料等
 - ②その数値が「健康への影響を及ぼさない」と判断した専門家の所見等の判る一切の資料等
 - ③公園内での生命・健康などへの影響を懸念する学者等の意見等の内容を示す一切の資料等
 - ④東日本大震災後の原発破壊による放射線汚染の影響上記①～③と同様の質問に対する回答の判る一切の資料等

(3) 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館との関係性について

②原発破壊による放射能汚染を取り扱わないとする合意等の判る一切の資料

第2 異議申立ての趣旨

平成23年12月1日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年10月18日付けで行った本件開示請求のうち本件請求項目に対し、実施機関が同月31日付け広緑第127号で行った公文書の不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）の取り消しを求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 「開示請求を受け、保有している文書の点検をしたが文書は存在しない」ということであるが、「存在しないから」という理由は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号の不開示情報に該当せず、情報公開条例違反である。また、広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号。以下「手続条例」という。）第8条の「理由の提示」に違反し、手続条例違反である。
- 2 本件請求項目の対象公文書が不存在ということは、行うべき行政行為をしていない「市政の不作为」ということであり、このことは憲法等が定める「住民の知る権利」の侵害である。実施機関は、他機関から入手しても示すべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 実施機関は、本件請求項目のうち（1）①、③、⑦、⑨、（2）①～④及び（3）②については、保有公文書を点検した結果、対象公文書を保有していないことが判明したという理由で、（1）④については、国旗掲揚台の寄付が議決案件ではないという理由で、（1）⑧については、国旗掲揚台の設置は都市公園法令に規定する管理施設として設置しており、請求の趣旨のことを行っていないという理由で、それぞれ対象公文書が存在していないことから、本件請求項目に対し、本件不存在決定したものである。

本件不存在決定の通知書には、上記のとおり対象公文書の存在しない理由を記載しており、手続条例第8条に違反していない。

- 2 また、情報公開条例第7条各号は、対象公文書の存在を前提として不開示とすべき情報を規定しているものであり、対象公文書の不存在の場合には、適用されず、情報公開条例違反には当たらない。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、情報公開条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 当審査会は、本件請求項目のうち、(1)④は、国旗掲揚台の寄付を広島市が受けて、平和記念公園内に「日の丸」を掲揚することとなった当時の広島市議会における議案内容や議決方法等の判る文書を求めたものであることから、議決案件ではないという観点だけでなく、広く市議会における議論等も含める必要があると判断し、情報公開条例第19条第4項の規定に基づき、当審査会が市議会会議録の調査を行いました。
その結果、国旗掲揚台の寄付を受けた昭和38年当時の市議会会議録において、平和記念公園内の「日の丸」掲揚に関する議論等の記録はないことが確認されました。
- 2 本件請求項目のその他の項目については、対象公文書の作成又は取得の前提となる行政行為や事実行為等があったことをうかがわせるような関連資料も見当たらないため、対象公文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められないと判断されます。
- 3 また、情報公開条例第7条各号の規定は、対象公文書が存在する場合の不開示情報を規定しているものであり、対象公文書が存在しない場合は適用されません。
実施機関は、本件不存決定の通知書に対象公文書が存在しない理由を記載しており、手続条例第8条の「理由の提示」違反には当たらないことがわかります。
- 4 さらに、申立人は、対象公文書が存在しないのは、行うべき行政行為や事実行為等をしていないとして「市政の不作为」の違法性を主張しています。しかし、情報公開条例上の異議申立ては、実施機関が保有する公文書の開示・不開示や不存等の決定に対して、違法又は不当である旨を申し立てるものであって、公文書の作成義務や行政行為や事実行為等の不作为を対象としているものではありません。申立人の主張は、この前提を誤っており失当です。
- 5 なお、申立人は、実施機関が対象公文書を保有していないのであれば、広島市以外の機関から入手して申立人に開示すべき旨も主張していますが、情報公開条例においては、外部から新たな文書を取得する義務まで実施機関に課しているものではないので、この点に関する申立人の主張は失当です。
- 6 以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関が対象公文書は存在しないとした本件不存決定は妥当です。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 12. 13	広緑緑第149号の諮問を受理（諮問第57号で受理）
24. 11. 2 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
24. 11. 27 （第2回審査会）	審議（申立人の口頭意見陳述）
25. 1. 15 （第3回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
近 藤 いずみ	弁護士
佐田尾 信 作	中国新聞社論説委員室副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授